

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2025年度)

作成日 2025/10/30

最終更新日 2025/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人東京外国語大学
法人の長の氏名	更新あり	春名 展生
問い合わせ先		総務企画課(TEL:042-330-5159 E-mail:soumu-soumu@tufs.ac.jp)
URL		https://www.tufs.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 経営協議会委員に対して、10月3日から10月10日までの期間において、国立大学法人東京外国語大学におけるガバナンス・コードへの適合状況について、昨年度からの変更点を中心に説明し、意見照会を行った。第98回経営協議会（10月30日開催）において、審議した結果、国立大学法人ガバナンス・コードに適合していることが承認された。なお、委員からの指摘に基づき、報告書中の一部の表記を改めた。 （委員からの意見） 全体的に、上位の「原則」と下位に属する「補充原則」がうまく接続されており、目標・戦略設定と具体的な活動内容に連続性が確保されていることが確認されます。 また、各補充原則の実施状況報告においては、定性的な説明に加えて定量的な報告も織り交ぜており、数値としてわかりやすい報告になっています。 他方で、定量報告の詳細に目を向けると、Output（活動の直接的なプロダクト）が多用されているものの、より重要なOutcome（成果、結果）の表示が不足しているように見えます。 例えば、補充原則1－2④における次世代日本語教育DXセンターの設置の表記について、事業数や収入割合はあくまでOutputである一方で、事業数を24件実施することで、社会との共創においてどのようなOutcome（成果）を得られたかという情報を加えると、目標達成状況に関するアカウンタビリティがより強く確保されるかと思われます。 （対応） ご指摘のとおり、Outcome（成果）は、極めて重要な指標として捉えております。Outcomeについては、ある程度、中長期的な期間における結果の蓄積が必要となる場合も想定され、例として挙げていただいた次世代日本語教育DXセンターは、2025年1月に改組を行ったばかりということもあり、ご指摘を踏まえて、引き続き、成果の把握に努めてまいります。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	【確認の方法】 監事に対して、10月3日から10月10日までの期間において、国立大学法人東京外国語大学におけるガバナンス・コードへの適合状況について、昨年度からの変更点を中心に説明し、意見照会を行った。その結果、国立大学法人ガバナンス・コードに適合していることが確認された。なお、監事からの指摘に基づき、報告書中の一部の表記を改めた。 (補充原則1-2④,4-1) 教育、研究、留学に加え、新たに学生相談、社会連携についても白書の形で公表したほか、年度や属性等で教育について確認できるTUFSSファクトブックを公表し本学の状況をわかりやすく公表していることを評価する。今後もそれらのデータ等を活用し改善に結びつけていくことを期待したい。 (対応) 2024年度に作成・公表したTUFSSファクトブックは、白書の「頁数が多い」というデメリットを補完するものであり、基礎的なデータ（志願者数・在籍者数等）だけでなく、アンケートも経年比較ができる形で掲載している点に特徴があります。今後も、定期的に学内会議や学外への説明会等で活用して、データを見ながら活発な意見交換を促すことで、大学運営の改善に役立てていきます。 (補充原則4及び4-2) 内部統制に関しては、危機管理やリスク把握が行われているが、今後も見直しを行い過度な負担にならない範囲でPDCAが回されることを期待する。 (対応) 「第4期中期目標期間における国立大学法人東京外国語内部統制システム推進計画」（2025年9月16日役員会決定）を新たに策定いたしました。これに基づき、本学の内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部統制推進責任者（部局長）に対して、日常的モニタリングの点検を実施し、継続的に評価してまいります。 (補充原則3-1-1) 経営協議会の外部委員が大幅に入れ替わったこともあり、ガバナンス・コードへの適合状況等の民間の外部委員になじみのない議題については、経緯等を含め丁寧に説明し委員の理解を深めることが必要と考える。 (対応) ガバナンス・コード策定の経緯等を記した資料を新たに作成し、経営協議会の外部委員に対して、事前に送付しました。これにより委員の当該コードへの理解の促進に努めました。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	東京外国語大学は、1873 年に建学された東京外国語学校の使命を引き継ぎ、1949 年に新制大学として発足して以来、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」(国立大学法人東京外国語大学学則第 1 条)を基本理念に掲げ、高度な言語運用能力と、世界諸地域の文化と社会に関する深い知識を身につけた人材の育成を使命としています。 本学の基本理念に基づき、第 4 期中期目標・中期計画期間においては、本学の「研究により、文化の差異と共生の仕組みを明らかにし、その教育を通じ、寛容でインクルーシブな社会の実現に向けた課題解決に資する人材を育成し、さらに社会貢献を通じ、本学に期待される分野で異なる背景を持つ人々の共生に向けた方策の実装に力を尽くすこと」を法人の基本的な目標として定め、「地球社会における人々の共生に貢献すること」を目指します。 以上の目標を達成するため、次の 3 つの戦略を掲げ、本学の機能強化に取り組んでいきます。 [戦略 1]社会との共創 [戦略 2]教育の高度化 [戦略 3]高度で融合的な研究の推進 加えて、このような大学の教育研究活動を支えるため、大学内外の多様な意見を大学経営に生かし、透明性・効率性に秀でた運営を実現します。 この取組を着実に進展させるため、中期目標・中期計画に加え、年度ごとに行う取組を年次計画として取りまとめ、公表しています。 (中期目標・中期計画・年次計画) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/plans/ 上記の戦略は、監事及び経営協議会(学外委員)の意見を伺った上で策定していますが、さらに学長アドバイザー制度や外部評価等の活用により、学生及び保護者(学生後援会)、同窓会(東京外語会)、地方公共団体や企業等の連携機関、その他関係者の意見を取り入れる体制を整えております。主なものとして、保護者会でのアンケート調査、学生後援会、合同協議会(東京外語会)、近隣町内会

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		との交流会等があります。 このほか、2025 年 4 月 1 日に春名展生新学長が就任したことに伴い、2030 年の新たな東京外国語大学をめざして、「越境で未来をつむぐ TUFS GREEIN Initiative」を公表しています。 TUFS GREEIN Initiative とは、今日の日本と世界が直面している諸課題の解決に貢献するため、人文・社会科学の基礎研究と基礎教育（GRoundwork）を基盤に据えつつ、このような「越境」（Exploration）「融合」（Experimentation）「創造」（INnovation）の循環を教育および研究活動に体系的に実装していく取り組みです。 （越境で未来をつむぐ TUFS GREEIN Initiative） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/president/message.html
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本学では、第 4 期中期目標・中期計画期間（2022 年度～2027 年度）における 3 つの戦略に則り、2024 年度は以下の取り組みを実施しました。 〔戦略 1〕社会との共創 ・次世代日本語教育 DX センターの設置 「オンライン日本語教育センター」の事業を拡大するため、2025 年 1 月に同センターを「次世代日本語教育 DX センター」（DX センター）に改組しました。DX センターでは、テスト開発を業務に位置づけると共に、4 つの部門に業務を整理統合し、国際日本学部の担当教員を割り当てました。また各部門に部門長を配置する等、体制を強化しました。 DX センターは、本学だけでなく他大学の留学生に対しても、渡日前・渡日直後、そして就職前にオンラインで日本語教育を提供し、留学生の大学・大学院および企業等への適応を支援することで、留学生の日本定着を促進します。 【戦略 1（社会との共創）に関連する定量的な評価指標】 ・社会連携事業数（①） 新規累計 24 件（2020 年度比） 【新規累計 12 件】 ・社会連携事業収入等割合（②） 7.09% 【5 %】 ※（ ）内は第 4 期中期目標・中期計画の評価指標番号

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		※ 【】 内は第 4 期中期目標・中期計画期間中の目標値 [戦略 2]教育の高度化 ・「日本語教師養成プログラム」の開始 文化庁から 2024 年 4 月に「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」としての認定を受け、日本語教員試験の「基礎試験」の免除要件となる実践研修も含んだ養成課程「日本語教師養成プログラム」を開始しました。 ・「大学入学後の総合的な英語力の育成・評価に関する好事例」に選定 本学では、全学英語教育カリキュラム（グローバル人材育成プログラム（GLIP））として、英語力を磨くための「GLIP 英語科目」と、国際的な教養や専門知識を英語で身につけるための「英語による科目」を開講しています。後者の年間開講科目数は前年度比 12 科目増加し 170 科目、履修者総数は前年度比 1,015 名増加し 3,755 名となりました。また、GLIP のほか、課外の自律学習支援を行う英語学習支援センター（ELC）の活動や独自の 4 技能入学試験を実施している点などが評価され、2024 年 5 月に文部科学省が公表する「大学入学後の総合的な英語力の育成・評価に関する好事例」に選定されました。 ・「国際開発プログラム」の開講 2024 年度から新たなキャリアプログラム「国際開発プログラム」を開講しました。同プログラムは、国際的な視野で見た「開発」の課題についての知識と方法を修得することを目的とし、社会科学の研究分野、開発途上国を研究対象とする学生に限定せず、修了後に国際開発・国際協力に関係する業務に携わる研究機関・政府機関・N G O ・企業などで働くことをめざす学生を対象としています。 ・海外大学との連携教育 人文・社会科学系ネットワーク型大学構築事業国際連携型を申請し、「日欧 4 大学歴史学ダブル・ディグリープログラムー多文化的公共圏における歴史と記憶を主題にー」が採択されました。これにより、2024 年秋より中央ヨーロッパ大学（オーストリア）、新リスボン

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		大学（ポルトガル）、ミュンヘン大学（ドイツ）と協働し、「歴史と記憶」分野のダブル・ディグリープログラムの開始に向けて準備を進めました。 また、2025 年 3 月にリオ・デ・ジャネイロ州立大学（ブラジル）とダブル・ディグリープログラム協定を締結しました。学部レベルのダブル・ディグリープログラムは、本学では、セントラル・ランカシャー大学（英国）、メルボルン大学（オーストラリア）に次ぐ 3 大学目となりました。 ・「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に採択 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が募集する「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に、本学の「多文化共創イノベーションリーダー育成プログラム」が採択されました。本プログラムは、博士後期課程の学生を対象に、アカデミアを超えた企業や地域社会、国際的な現場で新たな価値を創造するリーダー人材を育成することを目的とし、多言語コミュニケーション能力と文化・地域への深い知見を基盤に、企業や社会との共創を通して信頼関係を築き、多様な価値観や知恵を紡ぎ合わせ、解決策を生み出す実践力を養うものとなっています。 ・「TUFSS ファクトブック」の公表 本学では 2022 年度から「教育白書」を作成し公表することにより、教育成果の可視化を図っています。教育成果の可視化等を更に推進するため、BI（Business Intelligence）ツールを活用することにより、教育白書等の内容を年度や属性等で絞り込み、動的に確認することを可能とする「TUFSS ファクトブック」を作成し公表しました。 ・世界に広がるネットワークづくり 本学では、卒業・修了生と本学教職員とのネットワーク形成、および在校生の留学支援を行うことを目的として、国内外で「TUFSS グローバル・コミュニティ会合」を実施しています。2024 年度は、アンカラ（トルコ）、リオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）、ニューヨーク（米国）で開催し、合計 72 名（うち帰国留学生 20 名）の参加がありました。 また、同窓生情報データベースシステムを大学院生

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		修了生及び外国人留学生に対応するシステムに改修しました。 【戦略2（教育）に関連する定量的な評価指標】 ・大学満足度（④） 93.41%【80%】 ・オンライン共同教育授業数（⑤） 25 科目【22 科目】 ・CEFR C1 レベル学部生比率（⑦） 6.08%【10%】 ・専門領域就職割合（⑧） 36.4%【65%】 ・博士号取得率（⑨） 直近3か年平均 55.0%【60%】 ・現地渡航留学経験者数（⑪） 1,405 名【1,600 名】 ・ダブル・ディグリー・プログラム学位取得者数（⑫） 延べ 45 名【延べ 120 名】 ・正規留学生出身国数（⑬） 新規累計 29 か国・地域（2020 年度比）【新規累計 17 か国・地域】 ※（ ）内は第4期中期目標・中期計画の評価指標番号 ※【 】内は第4期中期目標・中期計画期間中の目標値 [戦略3]高度で融合的な研究の推進 ・「オープンアクセス加速化事業」に採択 2024 年 1 月より研究資源のデータセットの機関リポジトリへの登録を開始し、26 件の登録を行いました。 - また 2024 年 7 月に、文部科学省令和 5 年度人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金（オープンアクセス加速化事業）に採択され、研究資源のデジタルアーカイブ化への設備を充実させ、本学の学術研究成果のオープンアクセス化推進に向けた体制の整備を進めました。 ・三大学連合（旧四大学連合）の取組 - 四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）で設立した四大学連合ポストコロナ社会コンソーシアムにおいて、四大学連合企画として、AI の出現により大学がどのように変化していくのかをディスカッションする「大学の未来像を考える会」を第1回から第4回まで企画し、延べ 150 名の参加がありました。 - また、2024 年 10 月に、東京工業大学と東京医科歯科大学が統合し東京科学大学となったことに伴い、四大学連合は三大学連合となりました。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		【戦略3（研究）に関連する定量的な評価指標】 ・研究業績数（⑩） 0.685 件／人【0.962 件／人】 ・科研費新規採択率（⑪） 38.8%【50%】 ・科研費保有数（⑪） 第4期平均 1.5 件／人【第4期平均 1.6 件／人】 ・デジタルアーカイブ件数（⑫） 190 件【182 件】 ・外国籍教育研究者数（⑬） 55 名【50 名】 ・三大学連合による活動（⑭） 第4期平均開催件数 4.3 件、第4期平均参加者数 776 名【開催件数 3 件、参加者数 429 名】 ・西東京三大学による活動（⑮） 開催件数 6 件、参加者数 640 名【開催件数 4 件、参加者数 528 名】 ・アジア・アフリカ研究所成果論文件数（⑯） 399 件【243 件】 ※（ ）内は第4期中期目標・中期計画の評価指標番号 ※【 】内は第4期中期目標・中期計画期間中の目標値 このような改革の実行に伴う進捗状況や成果の検証については、以下に示すとおりの手順により実施しています。 ① 全学点検・評価委員会 第4期中期目標・中期計画及び年次計画については、評価担当副学長をトップとする全学点検・評価委員会が毎年度2回点検・評価を行い、その結果や改善を要する事項等について学長に報告し、必要に応じて、学長から担当の理事、副学長に改善指示を出すことにより、計画の確実な実行を図っています。 全学点検・評価委員会が行った点検・評価結果については、前年度実績を毎年夏頃に本学ウェブサイトにて公表しています。 （年次計画実績報告書） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/evaluation/ また、全学点検・評価委員会は点検・評価にあわせて、大学運営の意思決定等に資するデータの収集・管理・分

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		析・提供を行っており、本学はデータに基づく大学運営を行える体制を整備しています。 (全学点検・評価委員会規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_56zen gaku_tenken_hyouka_iinkai_kitei.pdf ② 学長選考・監察会議 アクションプランの進捗状況や成果の検証については、国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議規程第6条の定めにより実施する「学長の業務実績確認」を通じて学長選考・監察会議が検証を行い、その結果については、監事や学内関係組織等とも共有しています。 同プランに掲げる各施策の進捗状況等についても、本学ウェブサイトで公表しています。 (アクションプラン実施状況) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/president/actionplan/ (学長の業務執行状況の確認結果について) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/presidential_candidate.html ③ 外部評価制度や評価指標による成果検証 「大学の世界展開力強化事業（米国等）」をはじめとする、個別のプロジェクトについては、外部評価制度を導入し、当該事業の指標に基づく成果の検証を個別に実施しており、その結果は全学で共有しています。 ④ 大学執行部による改善 学長、理事及び副学長は、上記①～③における報告等を踏まえ翌年度の年次計画に反映させるなど、必要な改善を図っています。 (2025 年度年次計画) https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/outline/plans/nenjiR7.pdf その他、学長のリーダーシップの下、情報共有や意思決定の迅速化を図るため、学長、理事、副学長、学長特別補佐、部局長等で、大学運営についての実質的な意見交換をする場として、学長室会議を設置しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新なし	本学では、以下の体制を整備しています。 大学の経営面については、「国立大学法人東京外国語大学組織規則」に則り、最高意思決定機関としての「役員会」、学外の有識者の意見を大学運営に反映させる「経営協議会」、教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」において審議・決定の上、最終的に学長が決定することとなっています。 （組織規則） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_60sos_hikikitei.pdf （運営組織図） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/operating.html 法律で定められた上記の機関のほか、本学独自の取組として、総合戦略会議（学長、理事、副学長、学長特別補佐、部局長で構成）を置き、その下に教育、研究、国際、人事、財務・施設、学生支援、社会連携、広報、情報の機能別オフィスを設置しています（情報は2023年4月に新設）。それぞれが所掌する業務の戦略策定等に関する実質的な権限を、理事、副学長、部局長等と関係各課室長らを構成員とする各オフィスに与えることで、教職協働による戦略的かつ効果的な大学運営を実現しています。会議体としての総合戦略会議では、機能別オフィスの検討状況等を共有するとともに、教学面と人事・予算等大学運営面に関し、意思決定を行っています。 （総合戦略会議規程） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_04_01sougousenryaku.pdf （機能別オフィスに関する規程） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_04_02sougouoffice.pdf なお、経営に関する事項のうち、「教員採用人事」及び「予算・決算・施設運営」の権限と責任の体制は以下のとおりです。 【教員採用人事】 採用公募の実施、採用候補者の審査及び選定については各部局（研究院及び附置研究所等）において行い、役員

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		による面接や所定の手続きを経て、学長が任命します。 【予算・決算・施設運営】 総合戦略会議の下に置いている「財務・施設マネジメント・オフィス」において原案を策定し、総合戦略会議において決定の上、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定します。 大学の教学面については、総合戦略会議の下に置いている「教育アドミニストレーション・オフィス」（学生支援に関する事項は「学生支援マネジメント・オフィス」）において原案を策定し、総合戦略会議又は教育研究評議会の審議を経て学長が決定します（教育組織の改組等重要事項については経営協議会・役員会において審議）。 教授会では、学生の入学及び卒業、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて審議を行っています。
補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	第 4 期中期目標・中期計画期間の人事方針として、以下のとおり定め公表しています。 ・教育研究機能の強化を目的としたダイバーシティ研究環境の実現のため、中長期的に目指すべき教員の年代構成、職位構成比率の適正値を設定し、「人件費ポイント制」を活用して人事計画の実効性を確保します。 ・男女共同参画を推進するため、採用条件にあった女性教員を積極的に採用し、女性のキャリア支援制度を充実させ、教授職に占める女性比率の増加に努めます。 ・本学の教育研究に参画する外国籍教育研究者数を 2027 年度に 50 名に増加させます。2024 年度実績：当該教育研究者数 55 名（前年度比 2 名増） （第 4 期中期計画） https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/outline/plans/mid_p_4_250331.pdf （教員人事基本方針・人事戦略） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/jinji/jinjikeikaku.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		以上に加え、ダイバーシティ環境の実現に向け、若手教員の待遇改善、女性活躍推進、民間企業経験者の積極的な登用等を掲げた「ダイバーシティ研究環境の実現及び多文化共生事業推進のための人事基本方針」を定めています。 (ダイバーシティ環境推進に関わる基本方針・行動計画) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/outline/diversity/
補充原則 1－3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	第4期中期計画(2022年度～2027年度)において、第4期の「予算、収支計画及び資金計画」を定め公表しています。 第4期の予算については、支出は業務費で36,225百万円を見込み、収入は運営費交付金で20,125百万円、学生納付金収入を含む自己収入として16,100百万円を見込んでいます。 第4期中期目標・中期計画期間においては、基本的にこのような収益構造を前提としつつ、大学の強み・特色を伸長し、社会的使命を果たすとともに、学長のリーダーシップに基づく戦略的な大学運営を実行するため、以下の方針によって、中期的な財務計画を策定しています。 (自己収入等確保の方針) 運営費交付金及び学生納付金収入による基盤的経費の確保に加え、以下の取組を重点的に推進し、自己収入による経営資金の更なる獲得を図ります。 ・保有資産を最大限活用するために、本学の資産の運用状況を点検するとともに、土地・建物の外部貸出しを積極的に実施し、自己収入の拡大を図ります。 ・一般市民向け公開講座「オープンアカデミー」のオンライン化により、受講機会の地域的な制限が緩和されたことを契機として、講座数や受講者数の拡充を図り、その対価としての受講料の増収を企図します。また、更なる受講者数拡充のため、既存講座とは別に、特別講座(小学生向け講座等)を新たに企画し、研究成果を広く社会へ還元します。 ・外部資金の教員の申請率の向上と大型研究プロジェクトへの参画を促すことにより、間接経費等の増額を目

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		指し、本学の研究力の向上と基盤的経費の確保の両立のための取組を推進します。 ・ 寄附金収入の増加のため、戦略的な分析や広報活動を一層推進します。 ・ 産学官連携事業等の実施による社会からの投資を獲得します。 (戦略的な資源配分) 国の財政事情による運営費交付金等の動向を見据えつつ、以下の重点的な資源配分の取組によって、持続的かつ戦略的な大学運営を推進します。 ・ 2024 年度損益計算書において経常費用の 67.3% (対前年比 0.1 ポイント増) を占めている人件費については、人事給与マネジメントによる中長期的な雇用計画を立て、適正な年齢構成の実現を図ります。人件費総額管理(ポイント制)及びテニユア・トラック制導入の効果により職位構成比率の適正化及び教員の新陳代謝を促し、毎年度、抑制が見込まれる人件費を、教育支援等を担う学長裁量教員のポストとして活用します。 ・ 大学の戦略的な資源配分を行う学長裁量経費等を拡充し、重点支援すべき取組(プロジェクト)は、以下の観点を用いた評価結果を予算額に反映することにより教育研究の価値の最大化を企図します。 ・ 文部科学省による「成果を中心とする実績状況に基づく配分」 ・ 本学独自指標 ・ 2000 年のキャンパス移転により、建物・施設の老朽化やそれに伴う修繕や改修等の時期が重なることから、中長期的な整備計画を定めたインフラ長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、大規模改修を見据えた建物の整備・改修を進めるとともに、維持管理等にかかるトータルコストの縮減と、コストの平準化を実施します。 ・ 省エネ、自然エネルギーの活用等により、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。 主に上記の観点を踏まえ、今後より一層、本学の教育研究を最大化するために、ステークホルダー等との積極的な対話を図りつつ、本学の強み、特色を生かす財務運営

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		の改善を促進し、収入の確保に取り組んでいきます。
補充原則 1－3⑥(4) 及び 補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	本学の財務及び活動については、財務諸表や事業報告書のほかに、独自の取組として、活動内容や成果を運営コストと結びつけた形で可視化した『統合レポート』を作成し、公表しています。 （財務諸表） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/finance/ （事業報告書） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/organization/ （統合レポート） https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/pr/pr-brochures/TUFS-IR2024_single_low.pdf 本学は教育研究予算の執行を全学体制で行い、総合戦略会議の下にある教育アドミニストレーション・オフィス（AO）及び研究アドミニストレーション・オフィス（AO）、情報マネジメント・オフィス（MO）を予算単位として予算再配分機能を持たせています。これは、2009年以來、教員組織と教育組織を分離した体制をとっていること、3学部がいずれも1つの学部（旧外国語学部）にルーツをもち共通教育部分が多いことによります。加えて、全学に関わる情報基盤、情報管理及び情報機器等利用者支援に係る戦略の策定を行うことにより、大学におけるDXを加速化し、デジタル・キャンパスの実現を目指すため、2023年4月に「情報マネジメント・オフィス」が設置されました。 教育AO、研究AO、情報MOには、基礎的・経常的な予算のほか、学長裁量経費を重点的に配分しています。これは、主に本学のミッションに基づく教育研究の戦略的な取組（プロジェクト）に対して、成果等に基づく厳密な評価とそれに基づく予算配分を行い、学長のリーダーシップの下、戦略的な資源配分システムを実現するためです。 また、学長裁量経費の一部は学長裁量ポスト経費として全学管理の教員人件費に充て、教育支援系教員を採用するなど、戦略的に資金を使用しています。
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を	更新あり	若手教員や女性教員を中心に、学長特別補佐を任命しています。理事、副学長を含む運営体制全体を補佐すると

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
計画的に育成するための方針		ともに、特に重点的に取り組む国際教育・社会連携・男女共同参画、教養教育・高大接続の特命事項の運営に主導的な役割を担うことで、大学経営に携わる機会を設け、大学の法人経営を担う人材育成に努めます。 2022 年 12 月に国立大学法人東京外国語大学事務系職員人事基本方針を定めました。これは、本学に求められる事務系職員の人材像や、採用から人事異動の基準、各職位に求められる役割（経験年数の基準）等を明確にしたもので、将来的かつ計画的な人材育成に資するものです。当該方針を踏まえて、法人経営を担いうる人材育成に努めます。
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	理事、副学長がそれぞれ所掌する法人業務と大学校務（財務、施設、人事、情報、点検評価、社会連携、教育、研究）を明確にしています。任命にあたっては、以下のとおり各人の経験・知見を踏まえています。 ・理事・副学長（教育等担当）は、副学長(社会貢献、学生支援等担当)、学長特別補佐及び学部長として本学の教育活動等をけん引した実績 ・理事・事務局長（総括、財務、施設、人事等担当）は、行政官としての豊富な経験と高い見識 ・理事（社会連携等担当）は、民間企業での役員としての勤務経験 ・副学長（研究等担当）は、本学の研究を牽引するアジア・アフリカ言語文化研究所副所長として培った実績 ・副学長（学生支援等担当）は、国際社会学部学部長補佐として学生支援に当たってきた豊富な経験と実績 ・副学長（情報、点検評価等担当）は、理事（情報基盤、教育情報化、点検評価等担当）、副学長（教育、入試、点検評価担当）及び研究科長として培った実績 その上で、総合戦略会議の下に 2023 年 4 月から情報マネジメント・オフィスを加えた 9 つのオフィスを配置し、担当の理事、副学長及び学長特別補佐をオフィス長とすることによって、所掌する業務の権限・責任を規程上明確化し、学長の運営方針に基づき、理事、副学長及び学長特別補佐が実務上の業務を執行する体制としています。 また、学長特別補佐は特に重点的に取り組む特命事項（国際教育・社会連携・男女共同参画、教養教育・高大接

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		続)を担い、特命担当業務の運営とともに、学長室構成員として、学長及び理事、副学長を含む運営体制全体を補佐しています。 (役職者) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/management.html (運営組織図) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/operating.html
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録	更新なし	本学は毎月第 4 火曜日に役員会を開催し、「国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程」に基づき、役員会は経営及び教育研究に関する次の事項を学長の最終意思決定に先立ち、議決しています。 (1)学長原案の作成に関する事項 (2)学長の指示に基づく業務の執行に関する事項 (3)特定の重要事項 ア 中期目標についての意見及び年次計画に関する事項 イ 文部科学大臣の許可、承認を受けなければならない事項 ウ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項 エ 学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 オ その他役員会が定める重要事項 役員会の議事録は、遅延なく本学ウェブサイトにて公表しています。 (役員会議事要旨) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/yakuinkaigiji/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	2024 年度から、他国立大学法人の理事等の経験者を理事(総括、財務、施設、人事等担当)として任命し、その知見を活用しています。 また、2025 年度から、本学の卒業生で大手民間企業の役員等の経験者がある者を学外理事(非常勤)として任命し、民間の視点を経営戦略に取り入れる体制強化を図っています。 (役員紹介) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/president/board.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	本学の経営協議会の外部委員は、「学長が任命する学外有識者」と規定されていますが、本学のミッションに照らし、多様な意見を反映させるため、同窓会組織の理事長、大学共同利用機関法人の機構長や元企業経営者など、ステークホルダーに配慮した選考を行っています。また、本学の特性を踏まえ、海外出身の委員を任命するなどダイバーシティを考慮した人員配置とするとともに、学外委員からの意見を大学経営に適切に取り入れています。 2025 年度から経営協議会の外部委員として、新たに国際関係機関職員、メディア関係（海外赴任経験有）職員、私立大学の副学長や一般社団法人の代表理事を任命しました。 （経営協議会規程） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/03_01keiei_kyougikai.pdf 2023 年度から、経営協議会外部委員からの意見を本学の運営に活用するため、審議事項と報告事項に加えて、懇談事項を設けました。これは、本学にとって重要な課題等について、現状の報告を交え、経営協議会外部委員に意見を求め、今後の法人運営に生かすことを目的としています。 経営協議会の学外委員からの意見聴取の機会を拡大するため、2016 年以降学外委員と意見交換する機会を定期的に設けています。そこで得られた意見を踏まえた改善の例としては、学生のキャリア支援の拡充などがあります。 また、学外委員からの主な意見への対応状況については、本学ウェブサイトにて公表しています。 （経営協議会学外委員からの主な意見等への対応状況） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/mc_taiou.html
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	2025 年 4 月就任の学長の選出にあたっては、「国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議規程」に基づき、学長選考・監察会議にて、学長選考方針を以下のとおり決めました。 1. 学長に求められる資質・能力

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		(1)人格が高潔で、学識に優れ、学内外の信頼を得ることができること。 (2)東京外国語大学のトップリーダーとして、本学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営できること。 (3)本学の意欲的な未来像を明確に描き、その実現のためのミッションを着実に達成できる力量を備えていること。 (4)本学の財政基盤の確立と学内の適切な資源配分を実現できる、優れたマネジメント能力を有していること。 2. 達成すべきミッション等 (1)本学の教育研究の成果を、人々の共生に向けた諸問題の解決に資するため、言語教育のナショナルセンターとしての本学の機能の強化と社会実装を図り、市民・自治体・NGO・教育機関・企業などと連携し、寛容でインクルーシブな社会の実現に貢献する。 (2)本学の教育プログラムを通じて、学士課程においては、世界や日本における共生社会の実現に資する専門的知識と幅広い視野を持つ人材を、大学院課程においては、深い専門性を有する優れた研究者及び多言語多文化化する社会で求められる高度な専門的知識を有し、実践的な能力を備えた人材を養成する。 (3)世界における多文化共生のメカニズムを解明する人文・社会科学研究を牽引すると同時に、多分野の研究者が参加し問題解決を目的とした融合型研究プロジェクトを推進し、研究成果の社会実装を目指す。 (4)大学内外の多様な意見を大学経営に生かし、公正で透明性の高い運営を実現するため、強靱なガバナンス体制を構築する。 併せて、選考の方法及び手順、選考の日程を定め、選考プロセスに応じて、以下のとおり公示しました。 ・ 学長候補者の推薦を求める公示 ・ 学長候補者の学内推薦受付 ・ 学長候補者選定 ・ 学長候補者選定結果通知 ・ 学内意向投票 ・ 候補者の面談を含む選考を実施 ・ 最終学長候補者決定

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		2024 年度に実施した学長選考に関しては、方針及び関連規程等に基づき、選考基準や選考経緯、選考理由について本学ウェブサイトにおいて公表しており、選考プロセスの透明性の確保に努めています。 (学長選考について) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/presidentia_l_candidate.html なお、学長選考会議（現：学長選考・監察会議）については、2021 年 1 月に、以下の観点から規程を見直しております。 ・学長選考会議における自律的学長選出機能及び学長への牽制機能を強化するため、学長選考会議委員の選出方法の見直し ・選出された学長が、学内構成員と確固たる信頼関係を築いた上でそのリーダーシップを発揮できるよう、選考プロセスにおける意向投票の位置付けの見直し 上記は、いずれも 2022 年 4 月に施行された改正国立大学法人法の「学長選考・監察会議」に即した内容となっています。 (学長選考・監察会議規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/06_01gakuuchou_senkou_kaigi.pdf
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新なし	国立大学法人法第 15 条第 1 項において、学長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において定めることとなっており、本学においては「国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程」に基づき「学長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任は 1 回限りとし、その任期は、2 年とする。」と定めています。 任期は、2 年から 6 年の間で、それぞれ再任の可否を含め設定することは可能ですが、任期 2 年及び 3 年では、就任後 1 年及び 2 年で次期学長の選考を行うこととなり、中長期的ビジョンの成果を検証することが困難となります。また、任期 3 年及び 5 年とした場合、部局長等の任期が 2 年であることから、学長と部局長等の任期のサイクルが合わなくなります。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		以上のことから、任期は4年若しくは最長の6年が考えられますが、任期4年の場合は、学長就任3年後に次期学長の選考を行うこととなり、3年間という適度な期間の学長としての実績評価が可能であり、かつ、その実績を踏まえ、2年間の再任可となっていることから、現行の任期が妥当であると判断しています。 また、多くの国立大学（45.3%）が本学と同様の任期を定めています。（「国立大学のガバナンス改革の強化に向けて」（提言）-平成29年5月23日一般社団法人国立大学協会） 学長の任期について定めた「国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程」は、本学ウェブサイトにて公表しています。 （役員等に関する規程） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/02_01yakuintou_kitei.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新なし	「国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程」に基づき、学長の解任を申し出るための手続きを定め本学ウェブサイトにて公表しています。 （学長選考・解任審査等規程） https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/06_02gakuchou_senkou_kaininshinsatou_kitei.pdf
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	「国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議規程」に基づき、学長選考・監察会議は、学長の選考等に係る権限の一環として、選考時の判断に沿って学長がその任務を適切に遂行していることを確認する責務を担っています。 この責務を果たすため、学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況を毎年1月に確認し、以下の観点から学長選考の適切性について確認を行っています。 ①学長の所信（意思表示）等の進捗 ②大学改革への取組 ③財務 ④中期目標、中期計画及び年次計画 ⑤学長のガバナンス ⑥大学のコンプライアンス

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		同会議では、学長からの業務執行状況についての説明と各委員との意見交換を行い、監事からの意見等を踏まえ、学長選考・監察会議として、学長の業務が順調に執行されているかを評価しています。また、業務執行状況の評価結果を公表します。 (学長の業務執行状況の確認結果について) https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/public_info/presidential_candidate/R6_kakunin.pdf
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	本学の学長選考・監察会議の委員は、「経営協議会委員のうち、同協議会において選出された学外有識者 6 名」及び「教育研究評議会において選出された者 6 名」と規定されていますが、これは、国立大学法人法第 12 条第 2 項を踏まえたもので、学外及び学内の意見を反映するため、各々同数の委員により構成されております。 学長選考・監察会議の委員として、経営協議会からは多様なステークホルダーからの意見を反映できるように、同窓会組織の理事長、大学共同利用機関法人の機構長、元企業経営者などを学外委員から選出し、教育研究評議会からは学内の意見を漏れなく反映できるように、大学院・学部の部局長、附置研究所の長及び事務局長を選出しています。 (学長選考・監察会議規程) https://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/06_01gakuchou_senkou_kaigi.pdf
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新なし	該当しません。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学の内部統制の基本原則は、①法人執行部及び各部局の権限、責務を規程に定めることによって明確化すること、②学長のリーダーシップの下、学内の意思疎通を図り、全学一体的な運営と意思決定の迅速化を進めることであり、両者の両立を図る内部統制システムを構築しています。 このうち、②の意思決定過程においては、外部関係者の視点を取り入れつつ、各部局の事情を踏まえた対応を行い、最終的に法人の最高意思決定機関である役員会にお

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		ける決定が効果的・効率的に行えるよう、内部統制システムや、運用体制に対する不断の検証に取り組んでいます。 具体的には、内部統制システム推進責任者として理事（総括、財務、施設、人事等担当）を任命し、定期的に役員に対し内部統制システムに関する報告を行い、問題を発見した場合には改善を行うことにより、PDCA サイクルを機能させています。 監事については、法令で定める職務及び権限について適正に遂行するため、「国立大学法人東京外国語大学監事監査規程」及び「監事監査計画書」に基づき、法人の業務運営の適切性について監査を行い、役員会及び諸会議に報告しています。 また、学長直轄の「監査室」を設置し、「国立大学法人東京外国語大学内部監査実施基準」に基づき定期的に内部監査を行っています。「監査室」には監査専従の職員を配置し、随時監事との協議を行い、監事の監査業務を支援しています。 （運営組織図） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/organization/operating.html コンプライアンスについては、「国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス基本規則」に基づき、学長を最高管理責任者とした推進体制の下、研修の実施をはじめとする事案の防止活動と事案が生じた場合の危機管理体制を整備しており、その一貫としてコンプライアンス事案に係る通報制度を設置しています。今後も役員会、その他関係組織が連携してリスクの評価と対応を処置しつつ、内部統制システムを強化し、法令遵守の徹底を図ります。 また、監事と監査室による密接な連携を基に会計監査及び業務監査の情報共有を行い、適正な業務運営を遂行するとともに、入札・契約の公正な執行と財務情報の信頼性を確保します。 近年、特に法人運営において重点的な対応が不可欠となっている情報セキュリティ、研究不正防止対策、研究インテグリティ（研究の健全性・公平性）の確保及び職員の内部統制意識の向上については、以下のとおり対策を講じています。 ① 情報セキュリティポリシーの定期的な点検及び見直

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		しを行うとともに教職員への研修の実施など必要な措置を講じ、セキュリティ対策を徹底します。 (情報セキュリティ) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/information_security/ ② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、適正な研究の遂行や研究費使用に係る監査機能を強化するとともに、大学院生も対象とした研究倫理に関する講習会を定期的を実施するなど、研究者への啓発活動を強化することによって、研究費不正を起こさせない環境を構築します。 また、「国立大学法人東京外国語大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」に基づき、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥ることがないように、研究インテグリティにも対応した研究倫理教育を実施するなど必要な措置を講じることにより、研究の健全性・公正性を担保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築します。 (研究活動に関わる不正行為防止への取り組み) https://www.tufs.ac.jp/research/illegal/ (研究インテグリティの確保について) https://www.tufs.ac.jp/research/illegal/integrity.html ③ 職員の内部統制意識及びコンプライアンス意識向上のため、内部統制やコンプライアンス研修など実施します。 (内部統制について) https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/public_info/internalcontrol.pdf
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	国立大学法人法並びに学校教育法に定められた公表事項については、公式ウェブサイトにて適切に公表しています。 法で定められた公表事項のほか、本学の行う教育・研究・社会貢献活動を公式ウェブサイトにおいて公表しています。また、ソーシャルメディア（Facebook/X（旧 Twitter）/Instagram）を活用して積極的に情報発信しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		2020 年度から本学のビジョンとそれに基づく教育、研究、社会の実績・成果と財務状況をまとめた『統合レポート』を作成しています。 さらに、本学にとって特に重要な情報をまとめた、「教育白書」「研究白書」「学生相談白書」「留学白書」「社会連携白書」を本学ウェブサイトで公表しています。同サイトでは、本学が関係する評価指標の達成状況も併せて掲載しています。 引き続き、本学のステークホルダーに対して大学の活動及び運営について、より一層ご理解いただけるようこれらの内容の改善に努めます。 また、本学の取組をはじめ、学生の活躍や教員の研究等について、学生や教員等にインタビューを行い、ウェブ広報サイト「TUFS Today」から特集記事を発信することで、様々な活動をわかりやすく公表し、読み手に関心を持ってもらえるように努めています。 大学に関する情報提供に際しては、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」の活用に加え、大学概要や入学案内等の媒体も発行しています。 大学公式 YouTube チャンネル（TUFS Channel）では、学校行事だけでなく、公開講演やセミナーなど教育研究の成果の発信や社会貢献活動に関する情報を広く発信しています。 （情報公開） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/ （Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/pr/social_media/ （YouTube） https://www.youtube.com/user/TufsChannel （ウェブ広報サイト「TUFS Today」） https://www.tufs.ac.jp/tufstoday/ （広報冊子） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/pr/pr-brochures/ （統合レポート） https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/pr/pr-brochures/TUFS-IR2024_single_low.pdf （各種白書）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		https://wp.tufs.ac.jp/ir/ (評価指標) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/ir/bi/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新なし	本学卒業・修了生、保護者、地域社会に対して、本学の取組、近況やイベントの情報を発信しています。 本学卒業・修了生：大学からの定期的な情報提供、ホームカミングデイ等の開催、大学概要、統合レポート等印刷物の発行及び送付。2022 年度から同窓生情報データベースシステムを運用開始し、同システムを通じた情報発信 保護者：保護者への説明会（年 2 回程度）の開催、本学ウェブサイト等による情報公開、大学概要・統合レポートの発行 地域社会：定期的な意見交換会、書面等での情報提供、SNS での情報発信、本学ウェブサイト等による情報公開、大学概要・統合レポートの発行
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生が享受する教育のアウトラインは、学生の学びの基礎単位である学部・大学院のカリキュラム・ポリシーにより示されており、さらに、身に付ける能力はディプロマ・ポリシーにより明確化されています。 <教育に関する基本方針> (言語文化学部) https://www.tufs.ac.jp/education/lc/Policies.html (国際社会学部) https://www.tufs.ac.jp/education/ia/Policies.html (国際日本学部) https://www.tufs.ac.jp/education/js/Policies.html (大学院博士前期課程) https://www.tufs.ac.jp/education/pg/master/policies.html#Anc01 (大学院博士後期課程) https://www.tufs.ac.jp/education/pg/doctor/policies.html#Anc01 学生の授業アンケートの概要、卒業時の満足度調査の結果などについては、順次本学ウェブサイトで公開しています。 (各種アンケート結果) https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/ir/education/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		学生の進路状況は、以下に公表しています。 (学部) https://www.tufs.ac.jp/student/careersupport/achieve/ (大学院) https://www.tufs.ac.jp/education/pg/career.html なお、学生の達成度の可視化については、既存の成績証明書には包括されない語学力、専門力、行動・発信力を客観的な指標で示した「ディプロマ・サプリメント」を 2015 年度入学者から発行し、卒業時に学生に配付しています。 また、「ディプロマ・サプリメント」に掲載する情報の収集のため、学生が自ら学修活動を記録する e-ポートフォリオ「TUFs Record (たふれこ)」を導入しています。 「たふれこ」上のデータは就職活動時に使用する「学修活動履歴書」にも反映され、学生が社会や企業に向けて提示することが可能になっています。 「ディプロマ・サプリメント」及び「学修活動履歴書」はこれまで学士課程を対象としていましたが、2022 年度入学者から博士前期課程についても運用を開始しました。 なお、本学は 2014 年度に文部科学省スーパーグローバル大学創成支援事業 (SGU) に採択されて以来、大学の教育・研究体制のグローバル化を目指し、さまざまな項目で目標値を設定し、着実に実行しています。例えば、「留学 200%」を掲げ、留学を 2 度経験した学部卒業生をカウントしています。2023 年度には卒業者の 29.1% が留学を 2 度経験しています。 また、学部生の英語力の達成度の目標として「TOEIC800 点」を掲げ、達成者数の全学学生に占める割合は 2013 年度の 26.9% から 2023 年度の 64.9% まで伸長しています。この教育の成果は、本学の SGU のホームページにおいて広く公表しています。 (目標指標) https://www.tufs.ac.jp/collaboration/intlaffairs/sgu/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		また、本学は自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組んでいます。
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/